

議案第 65 号

教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例

令和 5 年 9 月 6 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

提案理由

教育・子どもセンターの減免規定について、整備に合わせ見直しを行った熊取町公民館・文化ホールと社会教育施設全体の整合性を図ることから、見直しを行うため、また、使用時間について、施設管理や利便向上の観点により、一部の使用時間を変更するため、教育・子どもセンター条例（平成 30 年条例第 11 号）の一部を改正し、この条例案を提出するものです。

教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例

教育・子どもセンター条例（平成30年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「町長」を「教育委員会」に、「免除」を「減免」に改める。

別表中

「

室名	午前9時～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後6時～午後9時
----	---------	-----------	-----------	-----------

」を

「

室名	午前9時～正午	午後1時～午後3時	午後3時30分～午後5時30分	午後6時～午後9時
----	---------	-----------	-----------------	-----------

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例の施行の日以後におけるセンターの使用に係る許可及び許可の取消し等並びに使用料の徴収、減免及び還付並びにこれらに関し必要な手続きその他センターを使用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

教育・子どもセンター条例（平成30年条例第11号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案					現行																																		
<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>が必要と認めるときは、使用料を<u>減免</u>することができる。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>教育・子どもセンター使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>午前9時～正午</th> <th>午後1時～午後3時</th> <th>午後3時30分～午後5時30分</th> <th>午後6時～午後9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>700</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td>1,800</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>使用時間を延長したときは、その延長した時間1時間につき、本表の当該使用区分の使用料の3割に相当する額を徴収する。</p>					室名	午前9時～正午	午後1時～午後3時	午後3時30分～午後5時30分	午後6時～午後9時	会議室	700	500	500	700	体育室	1,800	1,200	1,200	1,800	<p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 <u>町長</u>が必要と認めるときは、使用料を<u>免除</u>することができる。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>教育・子どもセンター使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>午前9時～正午</th> <th>午後1時～午後3時</th> <th>午後3時～午後5時</th> <th>午後6時～午後9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>700</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td>1,800</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>使用時間を延長したときは、その延長した時間1時間につき、本表の当該使用区分の使用料の3割に相当する額を徴収する。</p>					室名	午前9時～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後6時～午後9時	会議室	700	500	500	700	体育室	1,800	1,200	1,200	1,800
室名	午前9時～正午	午後1時～午後3時	午後3時30分～午後5時30分	午後6時～午後9時																																			
会議室	700	500	500	700																																			
体育室	1,800	1,200	1,200	1,800																																			
室名	午前9時～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後6時～午後9時																																			
会議室	700	500	500	700																																			
体育室	1,800	1,200	1,200	1,800																																			